

## いわき市立地適正化計画評価等専門委員会設置要綱

## (設置)

第1条 「いわき市立地適正化計画（以下「計画」という。）」について、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第84条第1項の規定に基づく計画の評価等を行うため、いわき市立地適正化計画評価等専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、計画の区域内における住宅及び都市機能誘導施設の立地の適正化に関する施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行うとともに、計画の見直しに関し必要な事項について協議を行うこととする。

## (組織)

第3条 委員会委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等
- (3) 関係行政機関

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任任期とする。

3 委員は、再任させることができる。

## (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、会長については、前条第1項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから互選により定め、副会長については、会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 要綱第3条第1項につき委嘱された構成委員にあっては、委任状をもって代理人を出席させることができるものとする。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員会以外の者に委員会の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、委員会に諮り非公開とすることができる。

## (事務局)

第6条 委員会の事務局は都市建設部都市計画課に置く。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

この要綱は、令和2年2月18日から実施する。